

役員および評議員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人親正会（以下「法人」という。）定款第八条、第二十一条の規定に基づき、役員および評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第4条 法人は、役員等が 理事会、評議員会またはその他の会議に出席したときは、第3条に定められた業務を行った場合、その費用を弁償することができる。

- 2 役員等の理事会・評議員会、その他会議への出席
一日につき5000円を支給する。
- 3 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、実費（ICカード利用の運賃）を支給する。
- 3 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(費用弁償の支払方法)

第5条 費用弁償は、会議当日に通貨をもって本人に支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2017年6月17日（評議員会の議決日）から施行する。

この規程は、2019年6月22日（評議員会の議決日）から施行する。